

平成 31 年 4 月 1 日から松山市へ移譲される事務について

地方分権に関する法令（※）の改正によって、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日より、以下のとおり都道府県から中核市へ事務権限が移譲されます。

※第 7 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号。平成 29 年 4 月 26 日公布）及び平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）

（権限移譲する事務）

- ① 指定障害児通所支援事業所の指定・指導
- ② 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等

指定権限と業務管理権限の整理

| | | 都道府県 | | 指定都市 ※児童福祉法は児童相談所設置市を含む。 | | 中核市 | | 市町村 | | |
|----------|--|------------------------------|--------------|-----------------------------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|---|
| | | 指定 | 業務管理 （※2） | 指定 | 業務管理 （※3） | 指定 | 業務管理 （※3） | 指定 | 業務管理 （※3） | |
| 障害者総合支援法 | 指定障害福祉サービス事業者 ※ 居宅介護、重度訪問介護、 共同生活援助、自立訓練 等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | |
| | 指定障害者支援施設 ※ 施設入所支援、自立訓練 等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | |
| | 指定相談支援事業者 | 一般 ※ 地域移行支援、 地域定着支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | | 特定（※1） ※ サービス等利 用計画の作成 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童福祉法 | 指定障害児通所支援事業者 ※ 児童発達支援、放課後等デイ サービス 等 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | 指定障害児入所施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | 指定障害児相談支援事業者 （※1） ※サービス等利用計画の作成 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

※1 指定権者は市町村長

※2 指定に係る事業所等が一都道府県の区域にある場合（※3の場合を除く）。なお、二都道府県にまたがる場合は、国

※3 指定に係る事業所等が一指定都市/中核市/市町村の区域にある場合

※4 大都市特例（地方自治法施行令改正）により、今後対応予定

（事業者の留意点）

① 松山市に所在する指定障害児通所支援事業所

平成 31 年 4 月 1 日以降は、指定障害児通所支援事業所に係る指定に関する届出（指定申請、変更（休廃止）届、体制届等）は松山市に提出することになり、実地指導等の指導監査は松山市が行います。

また、指定障害児通所支援事業所が松山市のみに所在する事業者（法人等）は、業務管理体制の整備に関する届出先が松山市になり、業務管理体制の確認検査は松山市が行います。

② 指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所が松山市のみに所在する事業者（法人等）

指定障害福祉サービス事業所と指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、または指定障害児通所支援事業所が松山市のみに所在する事業者は、平成 31 年 4 月 1 日以降は、業務管理体制の整備に関する届出先が松山市になり、業務管理体制の確認検査は、松山市が行います。（業務管理体制の届出は資料 4 の項目 7、確認検査は資料 5 の項目 6 を参照）

(今年度末頃の申請・届出について) ※現在の予定

① 松山市に所在する指定障害児通所支援事業所

平成 31 年 3 月末に指定の有効期限が到来する指定障害児通所支援事業所に係る指定の更新申請先は、今後お知らせします。平成 24 年 4 月 1 日法改正により、児童福祉法への指定障害児通所支援事業の移行（1 年間の指定のみなし規定）に伴い、平成 25 年 4 月 1 日付けで指定を受けている事業所が多いこと、事務移譲の手続きが必要となることから、早めに更新申請の手続きをお願いすることとなります。平成 31 年 4 月以降の新規申請は、松山市にお願いします。

② 指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所が松山市のみに所在する事業者（法人等）

年度末の事務移譲に伴う既存の事業者が行う手続きは不要です。
平成 31 年 4 月以降に新規指定を受ける事業者の届出先は、下のフロー図②-1～②-3 のとおりです。

平成 31 年 4 月からの事務移譲フロー図

【指定・指導事務】

① 指定障害児通所支援事業所

指定障害児通所支援事業所が松山市に所在

平成 31 年 4 月から松山市に移譲
(地方自治法施行令の改正を予定)

【業務管理体制の届出・確認検査事務】

②-1 指定障害児通所支援事業所を運営する事業者（法人等）

指定障害児通所支援事業所が松山市に所在する事業者

指定障害児通所支援事業所が県内他市町にも所在している

愛媛県（変更なし）
(法人所在地の地方局)

松山市のみに所在している

平成 31 年 4 月から松山市に移譲
(法第 21 条の 5 の 26 第 2 項第 3 号)

②-2 指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設を運営する事業者（法人等）

指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設が松山市に所在する事業者

指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設が県内他市町にも所在している

愛媛県（変更なし）
(法人所在地の地方局)

松山市のみに所在している

平成 31 年 4 月から松山市に移譲
(法第 51 条の 2 第 2 項第 3 号)

②-3 指定一般相談支援事業所を運営する事業者（法人等）

指定一般相談支援事業所が松山市に所在する事業者

指定相談支援事業所（一般・特定）が県内他市町にも所在している

愛媛県（変更なし）
(法人所在地の地方局)

指定相談支援事業所（一般・特定）が松山市のみに所在している

平成 31 年 4 月から松山市に移譲
(法第 51 条の 31 第 2 項第 4 号)

(参考) サービス種類
障害者総合支援法

| | |
|----------|--|
| 障害福祉サービス | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム） |
| 障害者支援施設 | 施設入所支援 |
| 相談支援 | 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） |
| | 特定相談支援（計画相談支援） |

児童福祉法

| | |
|---------|---|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援（センターを含む）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 |
| 相談支援 | 障害児相談支援 |